新潟県公安委員会規則第15号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和８年11月27日

新潟県公安委員会

委員長　　和　田　　裕

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次の表のように改正する。

（下線及び太枠部分は改正部分）

改正後

別表

署名	名称	位置	所管区域
（略）			
江南警察署	（略）		
	横越交番	（略）	新潟市江南区のうち茜ヶ丘、いぶき野１・２丁目、うぐいす１・２丁目、小杉１・２・３・４・５丁目、小杉、駒込１・２丁目、駒込、平山、藤山１・２丁目、藤山、横越、横越上町１・２・３・４・５丁目、横越川根町１・２・３・４・５丁目、横越中央１・２・３・４・５・６・７・８丁目、横越東町１・２丁目、阿賀野１・２丁目、木津、木津１・２・３・４・５丁目、木津工業団地、沢海、沢海１・２・３丁目、二本木、二本木１・２・３・４・５丁目
（略）			
五泉警察署	（略）		
	村松交番	五泉市村松学校町	五泉市のうち城下１・２丁目、美郷、村松、村松甲、愛宕、

改正前

別表

署名	名称	位置	所管区域
（略）			
江南警察署	（略）		
	横越駐在所	（略）	新潟市江南区のうち茜ヶ丘、いぶき野１・２丁目、うぐいす１・２丁目、小杉１・２・３・４・５丁目、小杉、駒込１・２丁目、駒込、平山、藤山１・２丁目、藤山、横越、横越上町１・２・３・４・５丁目、横越川根町１・２・３・４・５丁目、横越中央１・２・３・４・５・６・７・８丁目、横越東町１・２丁目
	沢海駐在所	新潟市江南区沢海２丁目	新潟市江南区のうち阿賀野１・２丁目、木津、木津１・２・３・４・５丁目、木津工業団地、沢海、沢海１・２・３丁目、二本木、二本木１・２・３・４・５丁目
（略）			
五泉警察署	（略）		
	村松交番	五泉市村松乙	五泉市のうち城下１・２丁目、美郷、村松、村松甲、愛宕、

				番坂甲、村松乙、村松丙、上木越、木越荒屋、東石曽根、熊野堂、宮野下、石曽根、新田町、本田屋、千原、別所、大口、中島、安出、大原、蛭野、新屋、山谷、下戸倉、上戸倉
	（略）			
（略）				
佐渡警察署	（略）			
	（略）			
	新穂交番	（略）	佐渡市のうち新穂皆川、新穂舟下、上新穂、下新穂、新穂井内、新穂北方、新穂、新穂大野、新穂武井、畑野、目黒町、寺田、三宮、畉田、栗野江、小倉、坊ヶ浦、大久保、猿八、長谷、宮川、飯持、新穂瓜生屋、新穂青木、新穂正明寺、新穂田野沢、新穂潟上、新穂長畝

			番坂甲、村松乙、村松丙、上木越、木越荒屋、東石曽根、熊野堂、宮野下、石曽根、新田町、本田屋、千原、別所、大口、中島、安出、大原、蛭野、新屋、山谷、下戸倉、上戸倉
	（略）		
（略）			
佐渡警察署	（略）		
	畑野駐在所	佐渡市畑野	佐渡市のうち畑野、目黒町、寺田、三宮、畉田、栗野江、小倉、坊ヶ浦、大久保、猿八、長谷、宮川、飯持
	（略）		
	新穂駐在所	（略）	佐渡市のうち新穂皆川、新穂舟下、上新穂、下新穂、新穂井内、新穂北方、新穂、新穂大野、新穂武井

					潟上駐在所	佐渡市新穂潟上	佐渡市のうち新穂瓜生屋、新穂青木、新穂正明寺、新穂田野沢、新穂潟上、新穂長畝

附　則

この規則中別表江南警察署の部の改正は令和９年２月１日から、同表五泉警察署の部の改正は公布の日から、同表佐渡警察署の部の改正は令和９年１月４日から施行する。